

平成 26 年

静岡県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会会議録

平成26年 2 月 7 日 開会

平成26年 2 月 7 日 閉会

静岡県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のための出席者	2
職務のための出席者	2
開 会	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	2
日程第2 会期について	3
日程第3 一般質問	3
日程第4 議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時 特例基金条例の一部改正について	4
日程第5 議案第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部改正について	5
日程第6 議案第3号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療事業特別会計補正予算(第2号)	8
日程第7 議案第4号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	9
日程第8 議案第5号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療事業特別会計予算	10
閉 会	11

平成 26 年静岡県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会会議録

○議事日程

平成26年 2 月 7 日（金）午後 3 時50分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期について
日程第 3 一般質問
日程第 4 議案第 1 号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例
基金条例の一部改正について
日程第 5 議案第 2 号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部改正について
日程第 6 議案第 3 号 平成 25 年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 7 議案第 4 号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第 8 議案第 5 号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事
業特別会計予算

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

○出席議員（17人）

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| (1 番) | 中 野 弘 道 君 | (2 番) | 八 木 栄 君 |
| (4 番) | 太 田 康 隆 君 | (5 番) | 梅 原 一 美 君 |
| (6 番) | 藤 井 武 彦 君 | (7 番) | 西 島 昌 和 君 |
| (8 番) | 齊 藤 栄 君 | (9 番) | 菊 地 豊 君 |
| (10 番) | 北 村 正 平 君 | (11 番) | 田 辺 信 宏 君 |
| (12 番) | 菅 本 利 隆 君 | (13 番) | 碓 井 宏 政 君 |
| (14 番) | 朝比奈 貞 郎 君 | (15 番) | 齋 藤 重 君 |
| (16 番) | 岩 崎 高 雄 君 | (17 番) | 土 屋 衆太郎 君 |
| (19 番) | 相 馬 宏 行 君 | | |

○欠席議員（3人）

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| (3 番) | 楠 山 俊 介 君 | (18 番) | 山 本 博 保 君 |
| (20 番) | 太 田 長 八 君 | | |

○説明のための出席者（7人）

広域連合長職務代理者	石原茂雄君	事務局長	笹間靖弘君
事務局次長	中村英敏君	資格管理室長	長谷川達巳君
保険料室長	望月伸浩君	医療給付室長	森川秀幸君
電算室長	松井康則君		

○職務のための出席者（3人）

書記長	山岡慶博君	書記	中山克仁君
書記	水野功太郎君		

午後3時50分開会

○議長（太田康隆君）ただいまの出席議員は17人でございます。

よって、定足数に達しておりますので、平成26年静岡県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を開会いたします。

この際、私から「諸般の報告」として、4点の報告を申し上げます。

はじめに、本日、広域連合長職務代理者から議案第1号、「静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」ほか4件の議案が提出されております。

次に、監査委員から平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合定期監査及び平成25年6月分から平成25年12月分の現金出納検査の結果について報告があり、お手元に配付してあります。

次に、平成25年11月29日付けで、連合長から「静岡州市町総合事務組合規約の一部変更の専決処分について」の報告があり、お手元に配布されております。

次に、2014年1月24日付けで、静岡県社会保障推進協議会会長林克氏及び静岡県高齢期運動連絡会会長杉山次郎氏から後期高齢者医療制度の運用に関する陳情が提出され、陳情書の写しをお手元に配付してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（太田康隆君）次に、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において藤井武彦議員及び西島昌和議員を指名いたします。

日程第2 会期について

○議長（太田康隆君）次に、日程第2「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（太田康隆君）御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（太田康隆君）次に、日程第3「一般質問」に入ります。

発言通告順により、八木栄議員の質問を許します。

八木栄議員。

○議員（八木栄君）それでは、私の方からジェネリック医薬品差額通知について質問をさせていただきます。

今、日本は世界に類を見ない人口の少子高齢化を経験しています。

新聞報道によると、平成25年は65歳以上の高齢者人口の比率が、総人口の四分の一となりました。このような高齢化は、充実した社会保障制度が高齢期の生活を支え、長寿の生活を可能にした結果であると考えられます。

しかし、それに伴って医療費も過去最高を更新し、厚生労働省の発表によりますと、平成23年度は前年度比3.1%増の38兆6千億円となり、65歳以上で21兆5千億円、75歳以上で13兆1千億円となっております。

この社会保障制度を将来世代へ伝え、さらに機能を高度に発展させ、被保険者がいつでも安心して医療が受けられるよう健全な財政運営を行っていく上で、今後ますます医療費の適正化を推進することが重要となります。

その医療費の適正化が期待されているもののひとつに、ジェネリック医薬品の普及があります。ジェネリック医薬品とは、最初に作られた薬の特許が切れてから同じ成分で作られた医薬品で、開発費がかかっていない分新薬に比べ安い価格に設定することができ、患者の薬代を大幅に減らし、医療費の抑制に繋がります。

昨年の2月定例会で、平成25年度は、いくつかの市町の国保においてジェネリック医薬品差額通知を計画しており、広域連合においても「その市町を対象にジェネリック医薬品差額通知の実施に向けて検討していきたい」と当局から説明がありました。

そこで、ジェネリック医薬品差額通知の実施に向けた現在の進捗状況についてお伺いします。

○議長（太田康隆君）それでは、質問に対する答弁願います。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）御質問のジェネリック医薬品差額通知につきましてお答えいたしま

す。

まず、ジェネリック医薬品差額通知についてですが、この通知は、ジェネリック医薬品の利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に資することを目的として、被保険者に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に見込まれる自己負担額の軽減額などをお知らせするものであります。

ジェネリック医薬品差額通知の実施に向けた現在の状況ですが、平成25年10月に市町に対し広域連合がジェネリック医薬品差額通知の実施について照会をいたしました。実施希望のありました8市町を対象に平成26年2月下旬に通知を実施する予定であります。平成26年度においても、引き続き希望する市町を対象に実施を予定しております。

また、ジェネリック医薬品の普及への取り組みとしましては、平成23年度後半から「ジェネリック医薬品希望カード」を市町の窓口置き、被保険者やご家族にお渡ししています。この希望カードには、「私はジェネリック医薬品を希望する」と表示されており、被保険者がこの希望カードを医療機関又は調剤薬局に提示することで、ジェネリック医薬品を選択できるものがございます。本年度は、希望カード15,000枚を作成し、希望する市町への配付いたしました。

ジェネリック医薬品の利用率ですが、静岡県では、平成23年12月調剤分が数量ベースで23.1%、平成25年6月調剤分が27.3%と、4.2ポイント上昇しており、希望カードなどの効果があると考えております。

○議長（太田康隆君）再質問はありますか。

○議員（八木栄君）なし。

○議長（太田康隆君）以上で、八木栄議員の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

日程第4 議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金 条例の一部改正について

○議長（太田康隆君）次に、日程第4、議案第1号「静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）それでは、御説明いたします。議案書の1ページをお願いします。

議案第1号「静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」であります。低所得者世帯及び被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置を平成26年度においても実施するため、国からその財源として交付される交付金を、この基金条例に基づき、一旦基金に積み立てておくため、条例の附則第2項に規定する条例の失効期限を、国の指示に基づき1年延長し、平成27年3月31日に改正するものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（太田康隆君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第1号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（太田康隆君）御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（太田康隆君）次に、日程第5、議案第2号「静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）それでは、御説明いたします。議案書の3ページをお願いします。

議案第2号「静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。法律で「保険料は2年を通じて広域連合の財政の均衡を保つことができるものでなければならない」とされておりますので、法律の趣旨に沿って、平成26年度及び27年度の保険料率等を変更するため、当該条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、平成26年度及び平成27年度の所得割率を100分の7.57とし、被保険者均等割額を被保険者1人につき38,500円とすること、中低所得者層の負担軽減のため、保険料の賦課限度額を57万円とするもの、保険料均等割額の2割軽減及び5割軽減についての、対象の所得基準額を引き上げ、単身世帯についても5割軽減の対象とするもの及び第13条中の文言を整理し、「減額又は免除」を「減免」に改めるものであります。

以上でございます。よろしく お願い申し上げます。

○議長（太田康隆君）以上で、提案理由の説明は、終了いたしました。

これより、質疑に入ります。

あらかじめ 梅原一美議員から、質疑の通告がありますので、発言を許します。

梅原一美議員。

○議員（梅原一美君）皆様こんにちは。熱海市の梅原でございます。

私からは、ただいま提案理由の説明がありました議案第2号について質疑をさせていただきます。

この議案におきまして、平成26・27年度の保険料率の改正案が示されておりますが、この改正案によりますと、所得割率が7.39%から7.57%へ、均等割額が37,900円から38,500円へ引き上げとなっております。

被保険者の保険料は、医療給付費の約10%を賄うこととされており、現役世代の負担金約40%と公費約50%と共に重要な財源であります。

したがって、被保険者一人ひとりに応分の負担をしていただくことで、この制度を支えているものと認識しております。

医療費が年々増加している中、健全な財政運営を行っていくために、法律の趣旨に沿って、保険料率の改定を行おうとするものと思っておりますが、そこで、平成26、27年度の保険料率の改定を行う主な要因について、まずお尋ねをさせていただきます。

○議長（太田康隆君）質疑に対する答弁を願います。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）保険料の算定につきましてお答えいたします。

今回の保険料の算定を行う上で、保険料の引き上げとなった要因は主に2点ございます。

まず、1点目は、一人当たり医療費の増加です。静岡県は全国的にみて医療費は下位の水準にあります。一人当たり医療費の対前年度上昇率は増加しており、前回算定時の平成23年度と比較しても、780,530円から平成25年度は795,157円となる見込みであります。

このことを踏まえ、過去の伸び率を参考に、平成26・27年度共に1.74%の上昇を見込んでおります。

2点目として、後期高齢者負担率の引き上げです。ご承知のとおり、医療給付費に対する財源は、公費負担のほかに保険料で約10%、現役世代からの負担金で約40%を賄うこととなっております。国が世代間の負担の公平性を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口の構成比を基に後期高齢者負担率を10.51%から10.73%に引き上げたことによるものです。

以上の2点が、保険料の増加の大きな要因となっております。

○議長（太田康隆君）再質疑はありますか。

梅原一美議員。

○議員（梅原一美君）御答弁ありがとうございます。再質疑をさせていただきます。

ただいま、保険料率の改定の主な要因は、一人当たりの医療費と後期高齢者負担率の増加であるとの説明がございました。このような状況で保険料率を算定いたしますと、相当の保険料の増加が見込まれることとなるのではないかと危惧をいたします。

そこで、保険料増加抑制のために前回の改定時から基金を取り崩し投入することとして、保険料を抑制したと理解しておりますが、今回の改定では具体的にどのような抑制対策を講じたのかお尋ねをいたします。

○議長（太田康隆君）再質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間弘靖君）保険料の増加抑制についてお答えします。

今回の改定において、市町からもご意見をいただいた中で、保険料の増加を適切な水準とするため、剰余金や財政安定化基金を活用したところであります。この基金の活用については、拠出率が引き下げられ、基金の積立額の減少が見込まれる中において、次の点に留意したところであります。

「財政安定化基金の活用により、できる限り保険料率の増加抑制を図る」、「被保険者一人当たり保険料の伸び率が被保険者一人当たり医療費の伸び率以下となること」、「国から原則として基金の活用は、前回平成 24、25 年度以下とされていること」、「予測を上回る保険料の未納や医療給付費の増加等によって生じる財源不足への対応が可能であること」以上から財政安定化基金見込額を平成 24・25 年度の交付見込み額と同額の 13 億 4,693 万 3 千円としております。

この結果、平成 25 年度決算見込みにより算出した剰余金約 40 億 7 千万円と財政安定化基金交付金約 13 億 5 千万円を活用し、保険料の増加を適切な水準となるよう算定しました。具体的には所得割率を 0.65 ポイント、均等割額を 2,700 円抑制することができます。さらに、保険料ベースでは一人当たり平均 4,399 円の抑制が可能となりました。

以上でございます。

○議長（太田康隆君）再質疑はありますか。

梅原一美議員。

○議員（梅原一美君）御答弁ありがとうございました。

保険料の増加を適切な水準にするために剰余金や基金を活用して、結果としては、一人当たりの平均保険料を抑制することができるということで、一定の抑制効果があると理解をさせていただきました。

しかし、そうは申し上げましても、被保険者の立場とすれば、年金支給額が減額される中、保険料が引き上げとなるわけでございます。また、保険料軽減の拡充も行われるようではありますが、この保険料軽減策は、低所得者に十分配慮した内容になっているのかをお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（太田康隆君）再質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間弘靖君）低所得者への配慮につきまして、お答えいたします。

平成 26 年度以降の保険料につきましても、平成 25 年度に実施しております所得に応じた均等割額の 9 割軽減、8.5 割軽減、5 割軽減、2 割軽減及び被用者保険の被扶養者であった方の均等割の 9 割軽減並びに所得に応じた所得割額の 5 割軽減はすべて継続されます。

また、平成 26 年度から均等割 5 割軽減及び 2 割軽減について軽減対象となる所得基準額が引き上げられることで、対象が拡充されます。

保険料率の算定結果によると、被保険者約 48 万 7 千人のうち均等割額の軽減対象者数は、約 25 万 6 千人から 27 万 4 千人で、1 万 8 千人増加することになります。また、一人当たり保険料額でも 60,975 円となり、平成 24・25 年度より 114 円の減額となり、低所得者に対する配慮はなされていると考えております。

以上でございます。

○議長（太田康隆君）以上で梅原一美議員の質疑を終わります。

これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（太田康隆君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（太田康隆君）次に、日程第 6、議案第 3 号「平成 25 年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間弘靖君）それでは、ご説明いたします。議案書の 5 ページをお願いします。

議案第 3 号「平成 25 年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）」であります。主な内容は、平成 25 年度特別調整交付金に係る交付基準が示され、被保険者の健康増進のために必要とされる事業等や東日本大震災等に係る経費に対し、国から特別調整交付金が交付される等のため、特別会計歳入歳出予算をそれぞれ 4 億 9,307 万 6 千円増額するものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（太田康隆君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第3号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（太田康隆君）御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

○議長（太田康隆君）次に、日程第7、議案第4号「平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（笹間弘靖君）それでは、御説明いたします。議案書の19ページをお願いします。

議案第4号「平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明いたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,753万円と定めます。

次に、25ページ、第1表歳入歳出予算のうち、歳入の主なものでありますが、1款1項負担金は、県内市町の負担金でございます。6款1項繰越金は、平成25年度決算見込みによる繰越金であります。

次に、26ページの歳出のうち主なものでありますが、2款1項総務管理費は、事務局職員9名の人件費負担金や事務所賃借料等の庶務的経費であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます

○議長（太田康隆君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第4号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（太田康隆君）御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 5 号 平成 26 年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計予算

○議長（太田康隆君）次に、日程第 8、議案第 5 号「平成 26 年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）それでは、御説明いたします。議案書の 37 ページをお願いします。

議案第 5 号「平成 26 年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」について、ご説明いたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,628 億 3,459 万円と定めます。

第 2 条は、一時借入金の借り入れの最高額を 200 億円と定めます。

次に、43 ページ、第 1 表歳入歳出予算のうち歳入の主なものでありますが、1 款 1 項市町負担金は、県内市町からの事務費負担金や療養給付費負担金等であります。2 款 1 項国庫負担金は、国からの療養給付費負担金及び高額医療費負担金であります。同じく 2 項国庫補助金は、国からの調整交付金及び健康診査事業費補助金であります。3 款 1 項県負担金は、県からの療養給付費負担金及び高額医療費負担金であります。2 項財政安定化基金支出金は、県の財政安定化基金からの交付金であります。4 款 1 項支払基金交付金は、国民健康保険等の医療保険からの後期高齢者交付金であります。

次に、44 ページにかけてとなりますが、9 款 1 項繰越金は、平成 25 年度決算見込みによる繰越金であります。

次に、45 ページの歳出のうち、主なものでありますが、2 款 1 項療養諸費は、療養給付費等であります。2 項高額療養諸費は、高額療養費及び高額介護合算療養費であります。3 款 1 項県財政安定化基金拠出金は、県が設置する財政安定化基金に積み立てる拠出金であります。5 款 1 項健康保持増進事業費は、被保険者の健康診査費であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（太田康隆君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第 5 号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（太田康隆君）御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（太田康隆君）以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

この際、石原茂雄広域連合長職務代理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

石原茂雄広域連合長職務代理者。

○広域連合長職務代理者（石原茂雄君）2月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、平成26年度後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び特別会計予算をはじめ、各種議案について慎重なるご審議をいただき、すべての議決を賜り、誠にありがとうございます。

今後も現行制度の安定した運営のために、皆様からいただくご意見はもとより、国の動向を十分に把握し、市町としっかり連携を図りながら業務に精励してまいります。

議員各位におかれましては、一層の御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（太田康隆君）以上をもちまして、平成26年静岡県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時21分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 太 田 康 隆

議 員 西 島 昌 和

議 員 藤 井 武 彦